

立環環第 2442 号

令和 4 年 11 月 2 日

東京都知事 小池 百合子 様

立川市長 清水 庄 平
(公 印 省 略)

「GLP 昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書に対する意見について (回答)

令和 4 年 10 月 5 日付、4 環総政第 457 号で意見照会のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 総論

- (1) 本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通量の増大による周辺地域への様々な影響が懸念されるところである。

交通計画を見ると、広域的な幹線道路（主に都道）及び昭島市道の記述がある一方、立川市内に走行ルートを想定しているにも関わらず、立川市道の記述が、図面及び文面ともに一切ない。また、昭島市都市計画マスタープランとの整合性についての記述がある一方、環境に影響を及ぼすと予測される本市の上位計画等との整合性についても、一切触れられていない。

計画地の用途地域は、準工業地域に指定されているが、交通計画で示されている北側ルートの用途地域は「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」が大部分を占めている。

また、幹線道路である主要地方道 7 号杉並・あきる野線（五日市街道）については、歩道が整備されていない区間が存在するとともに、新青梅街道にアクセスする主要地方道 59 号八王子・武蔵村山線は、恒常的に渋滞が発生している。中でも、立川市道 1 級 15 号線（宮沢中央通り）は、本市の街区幹線道路（市民の日常生活に密着した生活圏に係る道路）であるとともに、立川市立西砂小学校に近接した通学路であり、横断・通行する児童が多いこと、通勤・通学時間帯の自転車通行が多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことなど、交通安全上の重大な懸念があることから、首都圏広域をカバーする物流拠点の関係車両の主要走行ルートに想定すべき

ではない。

さらに、令和4年第3回立川市議会定例会では、本計画による子どもたちの安全に重大な懸念があることから提出された『昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願』が全会一致で採択されており、本市としても、本計画に対して同様の懸念を抱いている。

以上のことから、関連車両の走行ルート of 想定等について、本市の上位計画を確認するとともに、計画地周辺の道路及び土地利用の現状を把握したうえで、周辺地域の交通安全の確保と、交通渋滞の発生抑制の観点から再考し、都道や都市計画道路などの高規格道路を通行する計画とするなど検討されたい。

- (2) 環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価基準等について、表現を工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与えるのか、また、周辺地域にどのような配慮を行うのか、誰もが理解しやすいように示されたい。
- (3) 計画地周辺の地域住民、近隣市及び関係者に対しては、計画や工事に関して十分な事前説明と情報提供を行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応されたい。
- (4) 環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については、本市行政区域も対象となることから、本市景観計画を踏まえ評価・調査等を行われたい。

2. 各論

(1) 大気汚染、騒音・振動（共通）について

- ・ 本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通渋滞の発生による、大気汚染や騒音・振動による地域への影響が懸念されるため、都道や都市計画道路を通行することを前提とした、動的手法の交通シミュレーションを実施し、渋滞が予測される個所について、大気汚染及び騒音・振動に関する評価・調査等を実施されたい。
- ・ 予測範囲については、広範囲の交通ネットワークへの影響を懸念していることから、事業目的で主要な幹線道路と記載のある、西の国道16号、北の主要地方道5号新宿・青梅線（新青梅街道）、南の主要地方道29号立川・青梅線（新奥多摩街道）、東の主要地方道43号立川・東大和線（芋窪街道）まで検討範囲を拡大されたい。（別紙1）
- ・ 予測項目は配分交通量、方向別交通量、車線別混雑度、交差点飽和度及び飽和度に占める開発地区交通の割合、交差点滞留長、旅行速度など交通渋滞予測全般について検証し、先詰まりによる渋滞が予測される箇所についても明示し、当該箇所において大気汚染及び騒音・振動に関する評価・調査等を実施されたい。（別紙2）
- ・ 幹線道路における渋滞の発生により、周辺的生活道路へ車両が進入し地域住民の生活環境にも影響があることが懸念されるため、交通渋滞に伴う生活道路環境に関する評価・調査等を実施されたい。また、通学路における交通安全に関する評価・調査等を実施されたい。

- ・計画地北側には住宅が立地していることから、低周波音の発生要因となる機器を屋外に設置する場合は、必要に応じ予測・評価を検討されたい。

(2) 日影

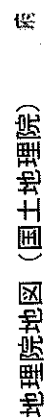
- ・計画地北側の住居に対する日影の影響が最小限となるよう配慮されたい。

(3) 電波障害

- ・事業者は、計画建物の建築により近隣にテレビの受信障害等電波障害が生じた場合には、ケーブルテレビ等を採用して十分な対策を講じ、適切な措置をされたい。

(4) 景観について

- ・環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については近景を中心に視距離を採用しているが、地形が北から南に向かって緩やかに下っており、事業地北側地区のほとんどは第一種低層住居専用地域であり、中高層建築物はほとんどないことから中景における眺望地点範囲を広げられたい。
- ・事業地は立川市景観計画における玉川上水地区（景観形成地区）に隣接することから、玉川上水北側からの眺望について、立川市景観計画に基づいた評価・調査等を行われたい。
- ・特に、計画建築物は40～55mの長大な建築物が計画されており、計画地北側からの計画地側への眺望や圧迫感について評価・調査等を実施されたい。



○ 交差点解析等要望箇所

別紙2



地理院地図 (国土地理院)